

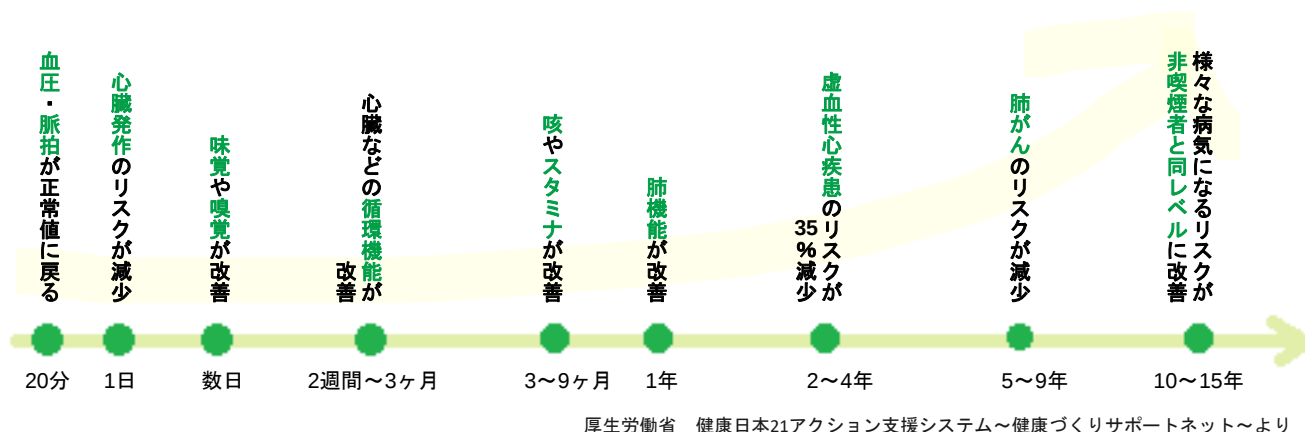
卒煙を達成したい人を応援します！

阪和興業健康保険組合 保健事業

卒煙チャレンジ

禁煙治療の補助を行い、お医者さんとはじめる卒煙にチャレンジされる方を支援する事業です。卒煙を宣言し、本概要に記載の条件のもと禁煙プログラムを達成された方に、健康保険組合より実費範囲内で上限1万円を補助をいたします。この機会に卒煙へ挑戦してみませんか？

◎ 禁煙はいつからはじめても遅くない



◎ 医療のチカラを借りるメリット

- 一酸化炭素濃度の測定や医師によるアドバイスを受けることができます
- 医師などにサポートしてもらえることで、安心して禁煙に取り組むことができます
- 処方薬を使用することで、禁煙時のイライラや集中力の低下などの離脱症状の軽減が期待できます

◎ サポートの内容

【対象者】 阪和興業健康保険組合の被保険者 【実施期間】 通年

実施内容	補助内容	支給方法
外来(保険診療のみ対象)	自己負担に対して上限10,000円	償還払い(申請後補助金を支給)
オンライン診療 (保険診療、自由診療とも対象)	自己負担に対して上限10,000円	償還払い(申請後補助金を支給)
医師の診療が伴わない行為	補助対象外	—

一般的に、自己負担3割の保険診療では診察費用、保険薬局の薬代を含め総額15,000円～20,000円程度、オンライン診療（保険適用外の自由診療）は4万円以上の自己負担費用がかかる場合があります。

卒煙チャレンジの流れ

卒煙チャレンジ補助事業を利用される方は以下の流れと注意事項をよく読んでお申込みください。



宣言書を提出

ご自身の決意コメント、卒煙を応援してくれる上司と社内支援者各1名のコメントが必要となります



禁煙外来（保険診療、オンライン診療どちらでも可）を探して**1ヶ月以内**に受診する

※保険診療を受診するためには要件があります

- ・前回の治療（保険診療での禁煙治療）の初回診療日から1年以上経っていること
- ・ニコチン依存症テストで5点以上になる など、詳しくは医療機関にご確認ください

その後、主治医の指示に従ってプログラムを受診する



禁煙外来でのプログラムを終了

結果報告書兼補助金申請書とアンケートを提出して完了！

注 意 事 項

- ・領収書等において禁煙外来の受診費用であることが明らかであることが必要です。
- ・保険診療、オンライン診療ともにプログラムを完了しなかった場合は補助対象外とします。
- ・過年度に本事業を利用された方も再チャレンジ可能です。
- ・禁煙外来を「健康保険」を使って受診するには条件があります。必ず医療機関へお尋ねください。

実施：阪和興業健康保険組合

問い合わせ先：阪和興業健康保険組合 mail : health_insurance_association_osaka@hanwa.co.jp